

令和 3 年度以降の宮城県心のケア取組方針

令和 2 年 8 月 2 7 日
宮城県保健福祉部

目 次

1	心のケアの取組方針策定にあたって	
(1)	策定の主旨	・・・ p 1
(2)	方針の位置づけ	・・・ p 1
2	心のケアの取組方針	
(1)	基本的な考え方	・・・ p 2
(2)	現状と課題から見える取組の方向性	・・・ p 3
(3)	地域性支援保健福祉活動における市町、精神保健福祉センターの役割と みやぎ心のケアセンターの活動とその連携	・・・ p 4
3	「みやぎ心のケアセンター」の維持・継続	
(1)	みやぎ心のケアセンターの現体制	・・・ p 5
(2)	令和3年度以降におけるみやぎ心のケアセンターが担う役割・業務	・・・ p 6
(3)	令和3年度以降におけるみやぎ心のケアセンターの体制	・・・ p 7
4	心のケアの推進体制	
(1)	保健所、精神保健福祉センターの体制強化	・・・ p 9
(2)	沿岸市町の人材確保・育成支援	・・・ p 10
(3)	宮城県の人材確保スケジュール	・・・ p 11

1 心のケアの取組方針策定にあたって

(1) 策定の趣旨

宮城県では、東日本大震災からの復旧・復興に向けて、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間を「集中復興期間」、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間を「復興・創生期間」と位置付け、市町や関係機関と連携し被災者の心のケアに総力を挙げて取り組んできた。

本方針は、『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和元年 12 月 20 日に閣議決定）（以下「復興の基本方針」という。）に示された心のケア等の被災者支援の内容と震災後の本県の心のケアなどの取組を通して明らかになった被災沿岸部における現状と課題を踏まえ、これまでの心のケアの取組を引継ぎながら、市町、県機関と地域の関係機関が連携し、令和 3 年度以降の地域精神保健福祉活動を推進するための方針として策定するものである。

(2) 方針の位置づけ

今回、国から示された復興の基本方針と被災沿岸部において協議が進められてきた心のケアの現状と課題の検討内容を踏まえ、本県の二つの基本計画である「宮城の将来ビジョン」と「宮城県震災復興計画」に基づき、震災からの復興を着実に進めながら、「子どもから高齢者まで心の健康を保ち、安心して暮らすことができる」地域の実現に向けた施策の展開を進めるものである。

なお、本方針については、今後も圏域で継続される協議結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 心のケアの取組方針

(1) 基本的な考え方

本県では、東日本大震災によって受けた甚大な被害により、復旧・復興に向けた長期的な取組が必要となっていた。被災者の心のケアに関しても、被災体験や生活環境の変化などに起因する心の問題が増加し、回復するまでには長期の時間を要することが予測されたことから、心のケアに対応する拠点として「みやぎ心のケアセンター」を設置した。

被災から10年目を迎え、被災者の生活環境の整備や地域のコミュニティ再生などが進み、被災地の健康課題は時間の経過とともに、度重なる生活環境の変化等のストレスや生活困窮などの複数の問題が絡み合い複雑化し、長期的にきめ細やかな支援が求められている。その現状を踏まえ、今後の心のケアの取組については、これまでの経験や取組を包含した地域精神保健福祉活動を市町、県機関、地域の関係機関とともに推進し、底上げを図ることが必要である。

本県において被災者の心のケアに大きな役割を担ってきたみやぎ心のケアセンターについては、国から示された復興の基本方針と被災地の現状を踏まえ、令和7年度まで機能を維持しながら、その活動を市町、県機関へ順次移行していくこととしている。

今後の心のケアの取組については、被災地域で協議が進められてきた心のケア活動の現状と課題の検討から明らかになった内容を基に、以下のとおり基本的な考え方を示す。

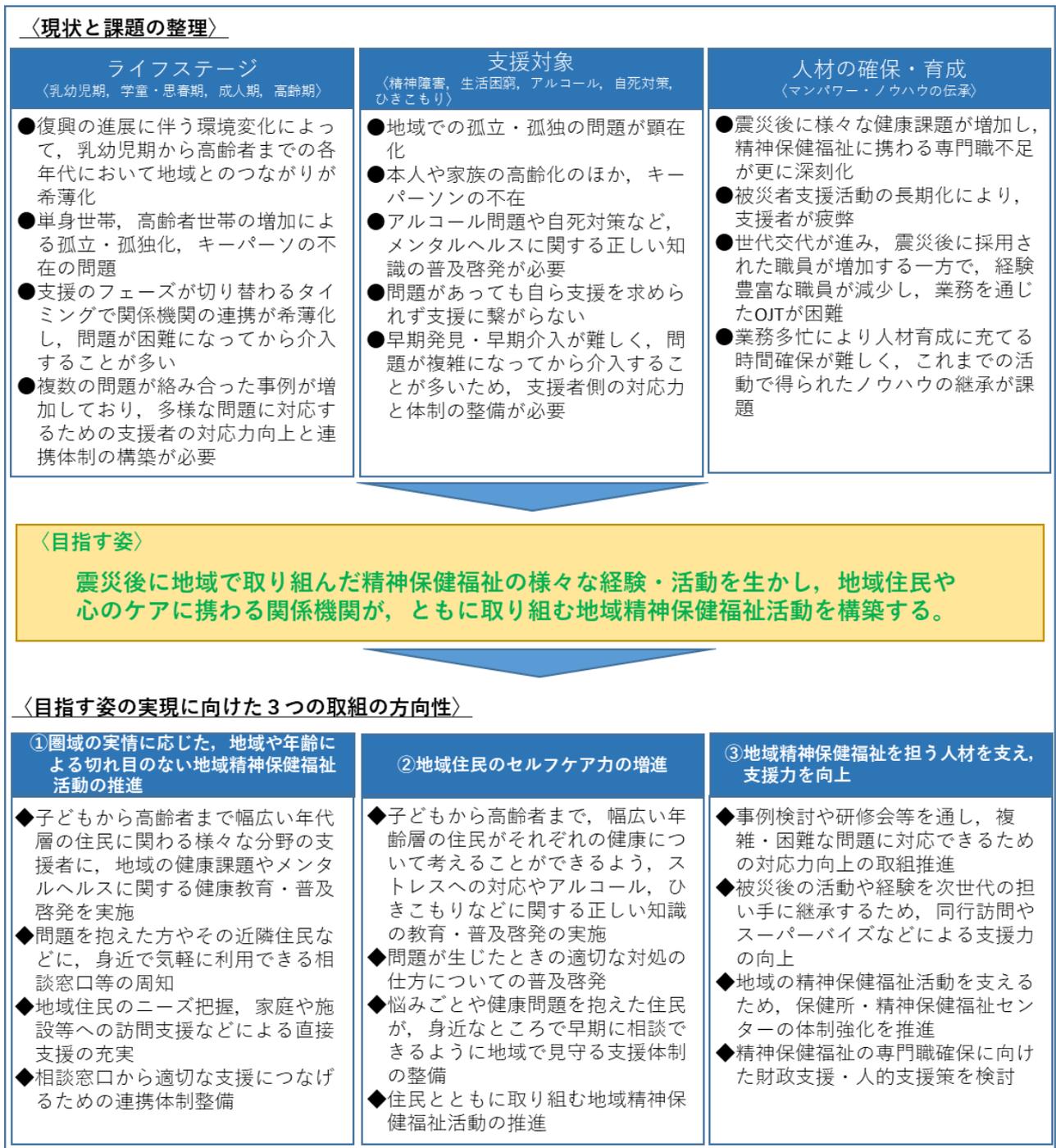
基本的な考え方

- 被災者の心のケアは、これまでの経験や取組を地域精神保健福祉活動に包含する形で推進する。
- 市町、保健所、みやぎ心のケアセンター、精神保健福祉センター、精神保健推進室、子ども・家庭支援課が医療機関・事業所などの関係機関と連携・協力し、地域精神保健福祉活動の底上げを図る。
- 地域の実情に合わせた支援のあり方については、住民に身近な市町主体の活動を中心に検討を進め、その支援や専門性の高い活動を展開するために保健所及び精神保健福祉センターの機能強化を図る。
- みやぎ心のケアセンターは、令和7年度の終了を見据え、これまで担ってきた支援や役割について整理し、蓄積された経験を市町や県機関などに継承する。

(2) 現状と課題から見える取組の方向性

令和3年度以降の心のケア活動のあり方を検討するにあたり、市町・保健所・みやぎ心のケアセンター、精神保健福祉センターによる協議を中心に、精神保健推進室も加わる形で現状と課題の整理を行ってきた。

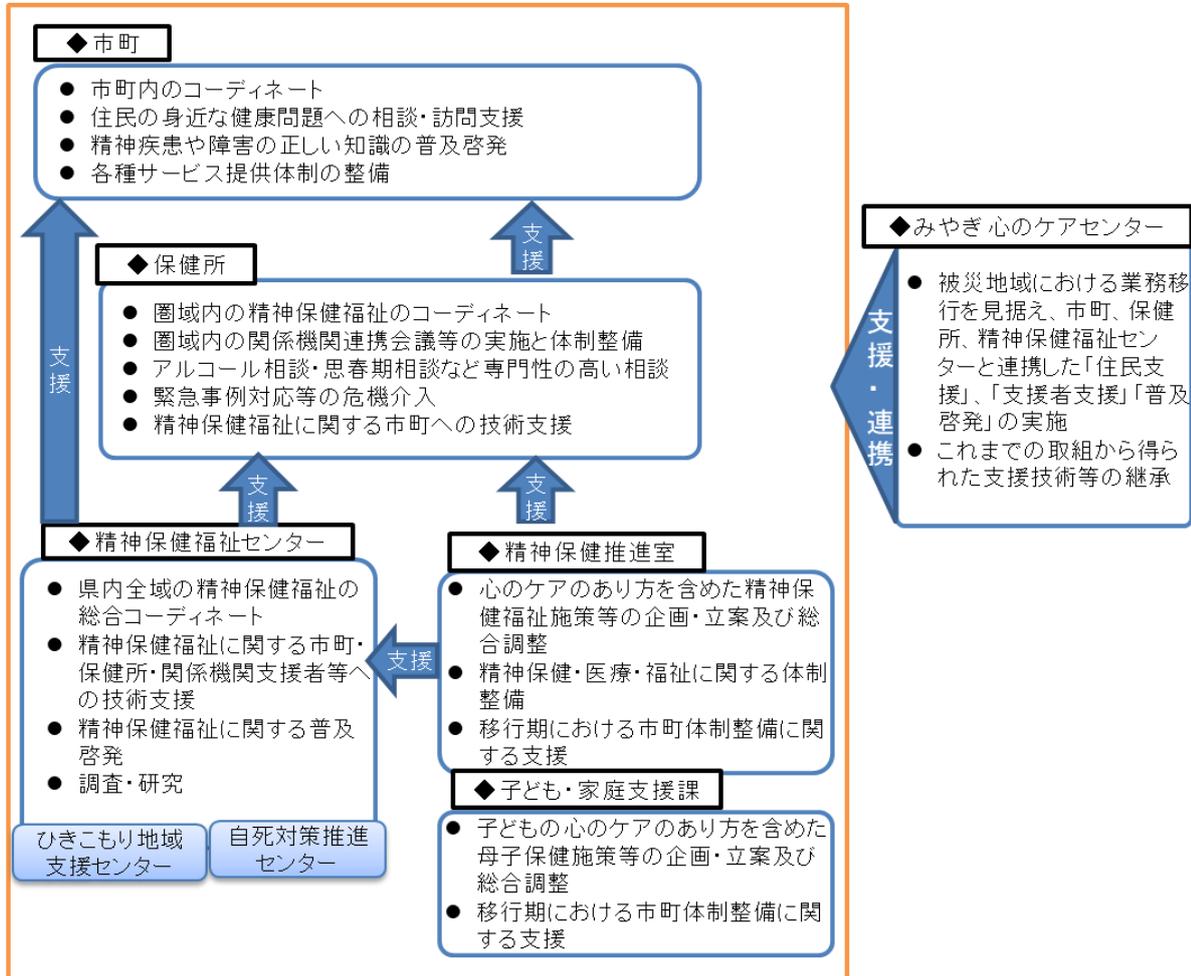
現状と課題を、乳幼児期から高齢期までの年代で捉えた「ライフステージ」、精神障害やアルコール問題などの支援対象で捉えた「支援対象」、支援を担う側のマンパワー、対応力で捉えた「人材の確保・育成」の3つの区分で整理し、圏域での検討の結果明らかになった主な取組のポイントから、以下のとおり今後の取組の方向性を整理する。



(3) 地域精神保健福祉活動における市町、保健所及び精神保健福祉センターの役割とみやぎ心のケアセンターの活動との連携

各機関は、その役割を認識し、地域精神保健福祉活動を展開する。

各機関の役割



3 「みやぎ心のケアセンター」の維持・継続

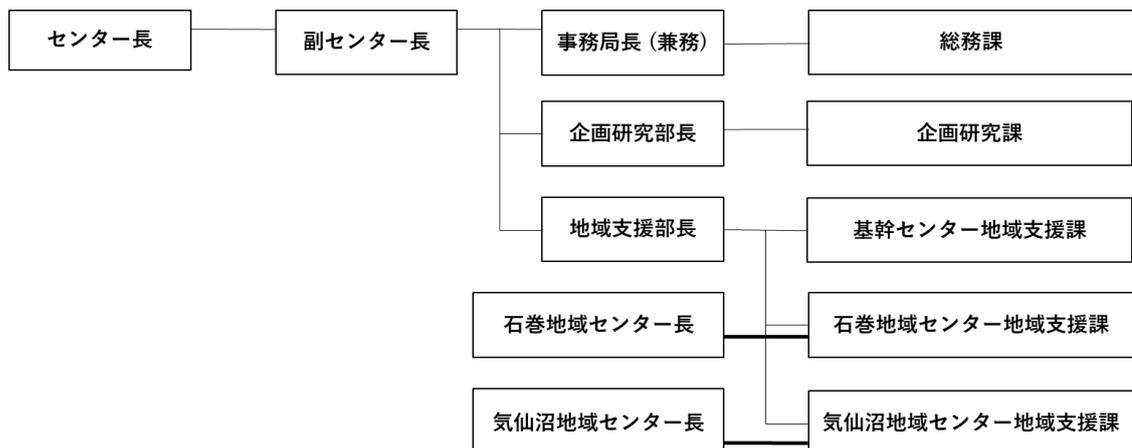
(1) みやぎ心のケアセンターの現体制

被災者の震災による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、うつ病、アルコール関連問題、自死等の心の問題に長期的に対応するとともに、被災精神障害者の医療と地域生活を支援するため、拠点となる心のケアセンターを、公益社団法人宮城県精神保健福祉協会において設置したものの。

- ① 設置 平成 23 年 12 月（地域センターは平成 24 年 4 月）
- ② 運営法人 公益社団法人宮城県精神保健福祉協会（会長 高階憲之）
- ③ 運営財源 宮城県からの運営費補助金・委託金，ほか
 ※宮城県からの運営費補助金（令和 2 年度予算額）290,000 千円
 ※子どもの心のケア地域拠点事業委託契約額 48,000 千円
 ※宮城県における財源 被災者支援総合交付金（国 10/10）
- ④ センター長 小高 晃
- ⑤ 職員数 54 名（令和 2 年 4 月 1 日現在）
- ⑥ 職種 精神科医，精神保健福祉士，心理職，保健師，看護師等
- ⑦ 主な業務

業 務	内 容
住 民 支 援	被災者に対する精神疾患の予防やメンタルヘルスの改善を目的とした相談・支援
支援者支援	市町職員や仮設支援員等の支援者を対象とした精神保健福祉活動及び心身の健康の維持を目的とした支援
普 及 啓 発	メンタルヘルスに関する啓発
人 材 育 成	メンタルヘルスに関わる専門職や支援者を対象とした知識の普及と研修
調 査 研 究	東北大学大学院医学研究科予防精神医学寄附講座等と連携し，新たな災害に備えるための調査・研究

⑧ 組 織



(2) 令和3年度以降におけるみやぎ心のケアセンターが担う役割・業務

復興の基本方針として示された心のケア等の被災者支援の内容と、震災後の本県の心のケアなどの取組を通して明らかになった現状と課題を踏まえ、これまで培われた経験の継承を念頭に置いた業務を実施する。

また、業務の実施に当たっては、今後の地域精神保健福祉活動のさらなる推進に向け、市町や県、地域の関係機関と連携の上、令和7年度の活動終了を見据えた事例支援や事業等の終結や継続、引き継ぎ先などについて計画し、順次終了及び移行を行う。

なお、子どもの心のケアについては、保護者支援の充実を図るとともに、市町の母子保健・子ども家庭相談支援事業の底上げを支援した後、下記に準じて、令和7年度を目途に、市町、保健所、子ども総合センター、児童相談所などに業務を引き継ぐものとする。

① 令和7年度までに順次市町・保健所に移行していく業務

【住民支援】

- 子どもから高齢者まで切れ目のない住民支援を継続し、心のケアに関する専門職員として、市町及び保健所とも連携しながら訪問・相談等を実施する。

【支援者支援】

- 人材育成の視点も含めた個別事例へのスーパーバイズ（事例検討）や同行訪問等による技術支援を継続するとともに、市町及び保健所の地域精神保健福祉活動の移行に向けた助言・協力をを行う。

【普及啓発】

- 地域のメンタルヘルス向上、重症化予防に向けた住民への普及啓発活動を市町及び保健所と連携して実施する。

② 令和3年度から精神保健福祉センターに移行する業務

【人材育成】

- 市町の精神保健福祉に従事する職員の人材育成（研修等）は、精神保健福祉センターの所管業務として実施するため、精神保健福祉センターと移行業務に関する打合わせを行う。

【調査研究業務】

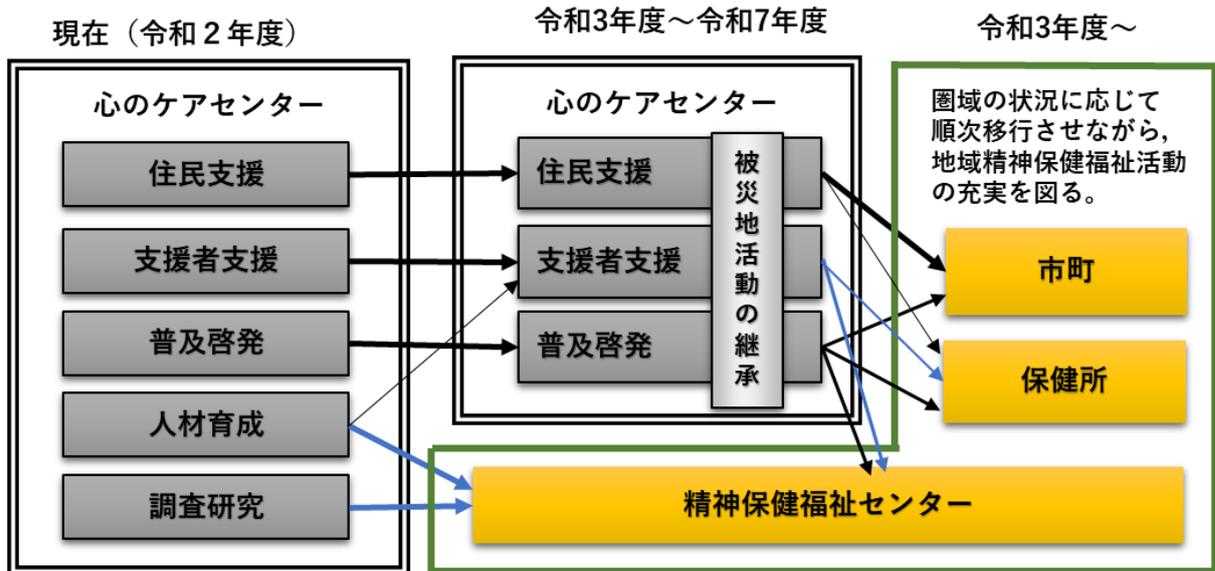
- 東北大学大学院医学研究科「予防精神医学寄附講座」とみやぎ心のケアセンターが行ってきた「震災後の精神疾患の予防と早期発見、早期支援を行うための人材育成と調査・研究等」については、寄附講座の終了に伴い令和元年度で終了した。

みやぎ心のケアセンターで実施してきた調査研究業務については、活動の継承の記録や、今後必要となる調査研究等について、精神保健福祉センターと検討を行い、必要に応じて精神保健福祉センターの所管業務の中で取り扱う調整を行う。

③ 活動終了を見据えた業務

- これまでみやぎ心のケアセンターが担ってきた活動は、災害時の心のケア活動として今後の取組の参考となることから、活動記録の取りまとめや、研修の実施、他機関が企画する災害時の検討や研修への協力を行う。
- 東日本大震災の被災地域で取り組まれた活動経験を踏まえ、今後発生する災害等においても活用できる支援の枠組みなどを取りまとめる。

<みやぎ心のケアセンターの業務移行イメージ>



(3) 令和3年度以降におけるみやぎ心のケアセンターの体制

令和3年度以降におけるみやぎ心のケアセンターの業務を踏まえ、組織・職員体制については、次のとおり見直すものとする。

なお、下記のほか、業務の実態等を考慮して、組織を見直すことができるものとする。

①組織及び人員の見直し

企画研究部門

人材育成及び調査研究については、令和3年度以降、精神保健福祉センターの所管業務の中で実施していくことから、独立した企画研究部門は見直すこととする。

地域支援部門

イ 基幹センター

住民支援、支援者支援及び普及啓発は引き続き実施することから組織は維持するが、仙台地区沿岸市町については、被災者の心のケアが地域精神保健福祉活動の中で実施されてきている市町もあることから、基幹センターにおける人員は縮小する。

なお、対応困難な事例に携わる支援者への専門的助言や同行訪問の実施など、市町の保健師をはじめとする支援者の人材育成は継続していく。

ロ 地域センター

所管地域での住民支援，支援者支援及び普及啓発活動が継続することから，現状の組織及び人員を維持するが，みやぎ心のケアセンターの終了を見据えて，関係市町，保健所等に適切に支援対象者に関する情報を共有するとともに，対応方法等をケースレビューや訪問を通して引き継いでいく。

また，対応困難な事例に携わる支援者への専門的助言や同行訪問の実施など，市町の保健師をはじめとする支援者の人材育成を行っていく。

ハ 市町出向者の取扱い

これまで，塩竈市，名取市，石巻市，東松島市，女川町，気仙沼市及び南三陸町に，みやぎ心のケアセンター職員が出向し，市町職員とともに被災者の心のケアの業務を担ってきた。

今後の心のケアについては，市町が主体的に地域精神保健福祉活動を推進できるよう支援するとともに，基幹センター，各地域センターの広域的な地域支援体制を維持するため，市町出向職員は，基幹センター，各地域センターに集約するものとする。

なお，市町への巡回や定期的な訪問などにより，市町が相談しやすい体制を確保するものとする。

その他

総務課については，みやぎ心のケアセンターの総人員減に対応した職員配置とする。また，各センターに配置されている非常勤医師等については，業務の実態，その必要性等を十分に考慮して，発令形態の見直しを行うものとする。

②組織見直し後の職員数

①に示す組織及び部門毎の人員の見直しにより，職員数は下記のとおりとする。

令和2年4月1日 54名  令和3年4月1日 40名程度

③終了の時期

みやぎ心のケアセンターにおける業務は，圏域の状況に応じて，順次，市町，保健所，精神保健福祉センターによる地域精神保健福祉活動へ移行させながら，**令和7年度（2025年度）末における終了を目標**とする。

4 心のケアの推進体制

(1) 保健所、精神保健福祉センターの体制強化

多様な地域の健康課題への対応と、市町支援の強化を図るための体制整備を行っていく。

① 保健所

二次機関として、相談対応、専門相談や医療機関との連携による困難ケースへの支援、事例検討、地域アセスメント等を通して市町支援の強化を図るため、体制整備を行っていく。

イ 沿岸保健所への保健師の適正配置

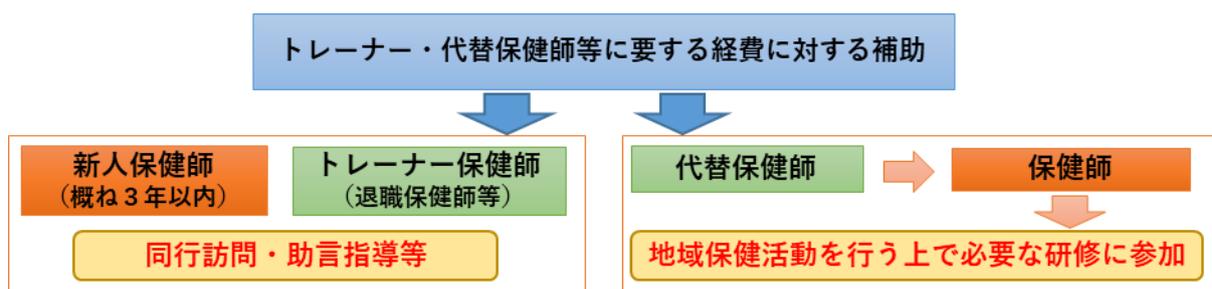
みやぎ心のケアセンターで行ってきた市町支援の機能については、保健所・精神保健福祉センターが担っていく必要があることから、これまで配置されたみやぎ心のケアセンターのスタッフ数を考慮し、移行される業務量に配慮した適正な職員配置を図るとともに、地域精神保健福祉活動の推進を図るための保健所内の体制についても検討する。

ロ 精神保健福祉士の採用・配置

現在、県では精神保健福祉士の採用は行っていないが、震災後、保健師の業務量が急増していること、県も保健師の採用予定者数を確保できないことなどから、医療や福祉なども理解し、保健師の活動と連携・協力して対策を進められる精神保健福祉士の採用を検討していく。

ハ トレーナー保健師の配置

保健所において、退職保健師が育成トレーナーとなって、採用後概ね3年以内の新任期の保健師が行う家庭訪問等の地域保健活動に同行し、実際に業務の状況を確認しながら、必要な助言等を行う。



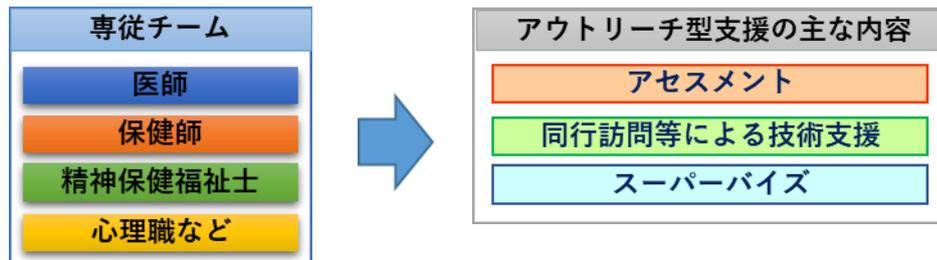
ニ 被災地事業として拡充した専門相談窓口等の維持

震災後増加したアルコール関連問題や自死に関する相談や、医療機関の受診中断等の支援のため拡充した取組について、地域の実情に合わせた見直しを行い、地域精神保健福祉活動への移行に向けた体制整備を図る。

② 精神保健福祉センター

三次機関として、市町や保健所への支援の機能強化を図るとともに、アウトリーチ型による支援者支援の充実と体制の構築を図っていく。

なお、アウトリーチ型の支援については、精神科医師、保健師、精神保健福祉士、心理職等の専門職を地域支援の専従チームとして配置できるよう増員を検討する。



(2) 沿岸市町の人材確保・育成支援

市町においては、一次支援機関として、住民からの相談対応に当たるとともに、地域課題に応じた精神保健福祉活動を展開していくための体制強化を図る必要があることから、県としてこれを支援していく。

① 育成支援

イ 保健所、精神保健福祉センターの支援

保健所及び精神保健福祉センターの体制強化を図り、同行訪問や事例検討、スーパーバイズ等の支援を通して、支援技術の向上や事業の充実を支援する。

ロ 人材育成体制への支援

市町の新任期保健師等を対象として、トレーナー保健師の導入支援などによる地域精神保健福祉活動に係る人材育成の体制づくり支援を行う。

② 人材確保への支援

イ 財政支援

みやぎ心のケアセンター終了後の円滑な地域精神保健福祉活動への移行に向け、市町において心のケアに取り組む人材の確保及び育成を行う場合、財政支援を検討する。



ロ 人的支援

基本は市町が職員採用により必要な人材を確保することとなるが、地域によっては保健師等の専門職種について募集は行うものの応募が少ない又は採用に至らず、人材を確保できない状況にあることから、独自に確保が難しい市町については、県の人材確保及び育成についても検討する。

(3) 宮城県の人材確保スケジュール

